

## 近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会設置要綱

### (目的)

**第1条** 近江八幡市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）の経営改革を図るため、現行の経営及び組織の課題に対し、地域医療の根幹を担う自治体病院としての中長期的な視点から提言及び指導を行うこと、並びに近江八幡市の総合行政推進の中で、総合医療センターのあり方について検討するため、近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

**第2条** 委員会は、次の事項について所掌し、市長に経営改革についての提言を行うとともに、関係者に対して必要な助言及び指導を行う。

- (1) 総合医療センターの経営の現状分析に関すること
- (2) 総合医療センターの目指すべき医療及び経営体制のあり方
- (3) 総合医療センターの今後の経営改善策
- (4) 総合医療センターの地域における役割の明確化と他医療機関との機能分担
- (5) その他総合医療センターの経営改革に必要な事項

### (組織)

**第3条** 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、専門的知識又は資格を有し、かつ病院改革に関し適切な助言・意見等を述べることができる者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

**第4条** 委員の任期は委嘱の日から第2条の提言があった日までとする。

### (委員長等)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議は原則公開とする。

### (庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、東日本税理士法人において処理する。

### (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。